

発議第6号

後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書について

後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書について別紙のとおり提出する。

平成19年12月1日提出

提出者	京都府後期高齢者医療広域連合議会議員	井上 教子
提出者	同 上	木下 芳信
提出者	同 上	小山 市次
提出者	同 上	高橋 芳治
賛成者	同 上	糸井 満雄

提案理由

地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に意見書を提出する必要があるので提案する。

後期高齢者医療制度の改善等を求める意見書（案）

平成20年4月から、独立した新たな医療制度として後期高齢者医療制度が実施される。

この制度においては、被保険者一人一人に保険料が賦課されるが、この保険料は、都道府県単位の医療費水準と連動することとされ、また人口構成に占める後期高齢者の比率が高まるにつれて、保険料による負担の割合が高まる仕組みも併せて導入された。

一方、後期高齢者の生活は、税制改正により税負担が増えるなど、一層厳しさを増してきており、本制度による保険料の負担は大変重いものとなる。

こうした中、保険料の徴収凍結等の措置が講じられ、平成21年4月以降も与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて引き続き検討することとされたところであるが、保険料の負担及び医療の確保については、十分な配慮が求められるところである。

よって、京都府後期高齢者医療広域連合議会は、政府において、次の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

- 1 高齢者が将来にわたって、適切な負担で、安心して医療を受けることができるよう、被保険者の負担軽減を図る観点から、保険料のあり方について検討を行い、検討の結果、必要となる財源は、国において確実に措置すること。
- 2 低所得者の負担軽減を図るため、保険料の軽減判定の仕組みについて、保険料の賦課方法と整合が取れたものとなるよう、改善を行うこと。
- 3 地域や特定の診療科の医師不足を解消し、地域間の医療格差を是正するために、財政措置を含めた必要な措置を講じること。
- 4 後期高齢者を対象とした新たな診療報酬体系については、必要かつ十分な医療が確保できるものとなるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月1日

内閣総理大臣 福田 康夫 様
総務大臣 増田 寛也 様
財務大臣 額賀福志郎 様
厚生労働大臣 舛添 要一 様

京都府後期高齢者医療広域連合議会議長 西脇 尚一